第１１８号議案

八王子市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の家賃低廉化補助
に関する条例の一部を改正する条例設定について

八王子市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の家賃低廉化補助に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

平成３０年１１月３０日

提出者　　八王子市長　石　森　孝　志

八王子市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の家賃低廉化補助に関する条例

八王子市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の家賃低廉化補助に関する条例（平成３０年八王子市条例第３６号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（入居者の要件） 第９条　補助対象住戸の入居者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。 ⑴・⑵　（略） ⑶　生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第１１条第１項第３号に規定する住宅扶助、生活困窮者自立支援法（平成２５年法律第１０５号）**第３条第３項**に規定する生活困窮者住居確保給付金又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第２項第２号に規定する住宅支援給付を受給していない者であること。	（入居者の要件） 第９条　補助対象住戸の入居者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。 ⑴・⑵　（略） ⑶　生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第１１条第１項第３号に規定する住宅扶助、生活困窮者自立支援法（平成２５年法律第１０５号）**第２条第３項**に規定する生活困窮者住居確保給付金又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第２項第２号に規定する住宅支援給付を受給していない者であること。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。